

大阪府森林組合通信

2022.6 Vol.42

ツクバネウツギ
(撮影地：枚方市国見山付近)

大阪府森林組合が ウッドデザイン賞の奨励賞受賞

ウッドデザイン賞は、木の良さや価値を再発見させる製品や取り組みについて、特に優れたものを消費者目線で評価し表彰する顕彰制度で、木のある豊かな暮らしが普及・発展し、日々の生活や社会が彩られ、木材利用が進むことを目的としています。

昨年11月24日にウッドデザイン賞2021で入賞した上位25点を選出し、12月8日に東京ビッグサイトにおいて表彰式が執り行われました。

森林組合系統からの応募では、大阪府森林組合が取り扱った「令和2年度大阪市立中央図書館地下1階左閲覧室一部レイアウト改修」が選定されました。

これは大阪市が、国の森林環境譲与税を活用し、実施した図書館改修のプロポーザルに、当組合が他3者との協同事業体で選定された事業で、おおさか河内材を活用して木質化したものです。

選定理由として「森林組合、木材加工、デザイン・設計の3者が協働した図書館の閲覧室の木質デザインと普及開発のワークショップを組み合わせた、社会提案性のある活動である。」と評価されました。

表彰式には南河内支店の堀切理事支店長が出席し、表彰状と副賞を受領しました。

組合では、今後も適切な森林整備の推進と、整備の過程で生産された木材の積極的な利活用を図ってまいります。



ウッドデザイン賞授賞式

代表理事組合長の栗本です。木々の緑が目にしみるほど鮮やかな季節になりました。組合員の皆様はご清祥のことと存じます。



大阪府森林組合
代表理事組合長 栗本 修滋

ご挨拶

さて二年以上上続けている新型コロナウイルス感染症で北米の伐採労働者が不足し木材生産が減少しました。一方で、アメリカ合衆国や中国の住宅産業が活発に展開し、日本に十分な木材が入ってこなくなりました。製材品は大幅に値上がりしましたが、原木では期待するほど上昇しませんでした。最近になってロシア産木材の禁輸による、木材価格の上昇が喧伝されています。感染症や競争など、人々の不幸と引き換えに木材が値上がりしても心の底からは喜べません。我が国の景気が良くなって、木造在来工法の新築が増えてほしいのです。人々の幸せの中で木材価格が上がることを切に願っています。

ウクライナの惨状は座視できないほどです。戦争が終了しても生活の再建には相当の年月が必要だろうと気の毒に思います。日本では第二次世界大戦後の復興に、多量のスギやヒノキが切り出されました。一九五〇年から国を挙げて伐採跡地植樹に取り組みようになり、天皇陛下のご臨席による植樹祭は現在まで続いています。

このような植樹の盛り上がりの中で形成されたスギやヒノキ林は木材価格の低迷による経済的打撃を受けているだけでなく、豪雨や暴風による直接的な被害も受けていて、まさに前途多難です。

そんな中、先の台風で激甚災害を受けた高槻市内の被害林が一定程度整理されましたので、高槻市長や地元の方々、ボランティアの方々々が参加して、みんな植樹をしました。暗い世の中で明るいイベントを実施してくれた職員に感謝しています。

Contents

ご挨拶	1	大阪府内産木材の活用「いちようテラス淀屋橋」	5
大阪府森林組合がウッドデザイン賞の奨励賞受賞	1	木根館 ラ・フォレスタ イベント情報	5
インボイス制度について	2	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	6
風倒木被災地復旧植樹 at 市民共創の森	3	大阪府からのお知らせ	6
新たな造林樹種と注目される「コウヨウザン」	3	組合の新しいメンバー紹介	6
森林・林業をめぐる計画と制度の見直しについて	4	大阪府森林組合 合併20周年記念 組合利用のススメ	6

インボイス制度について

令和5年10月1日より開始される「適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます）」はご存じでしょうか？

一般の消費生活ではあまり影響はありませんが、個人の方でも商品を生産もしくは仕入れて販売したり、仕事を請け負ったりする場合は消費税の取り扱いに、一定の影響があると思います。ここでは簡単にインボイス制度をご紹介します。

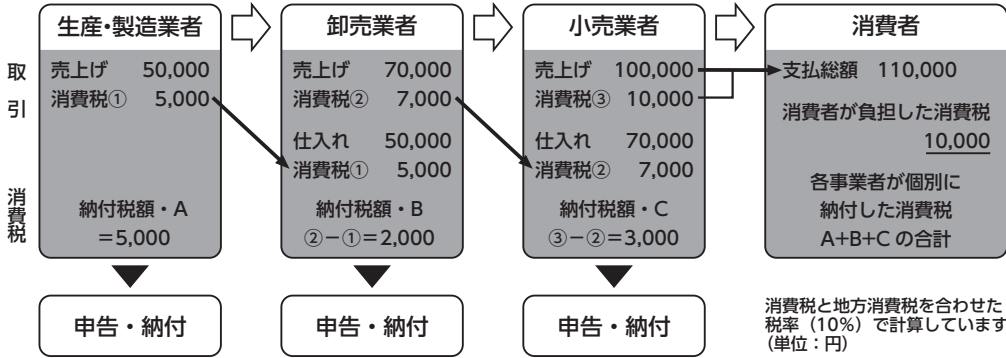
消費税は現在、標準税率10%、酒類・外食を除く飲食料品と定期

■図1 消費税率

標準税率10%、軽減税率8%の複数税率です。

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10%	8%

■図2 消費税の負担と納付の流れ

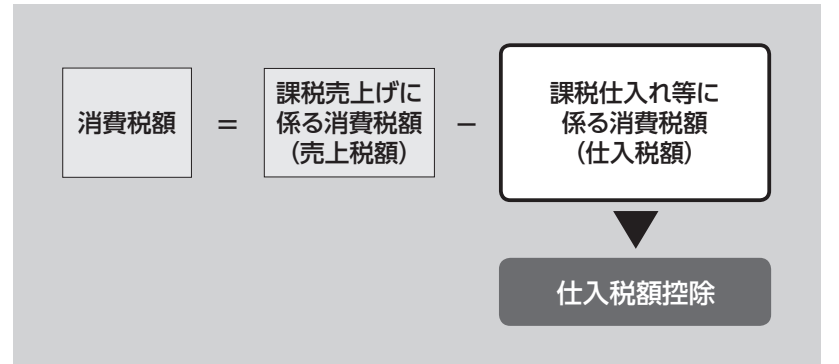


購読契約が締結された週2回以上発行される新聞が軽減税率8%の複数税率となっていることは、皆さんご存じのことと思います。(図1参照)

消費税の負担は図2のとおりであり、消費者が負担した消費税は、小売・卸・生産及び製造業者が売り上げた金額に応じて支払った消費税から、その仕入れや原材料費の購入に係る消費税を差し引いた金額を納税する消費税として計算されます(図3参照)。

消費税は、1年間の基準期間内で課税される売り上げが1,000万円を超える事業者(法人・個人を問わず)が課税事業者として納税し、原則として1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が

■図3 計算方法



令和5年10月1日以降、取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、税務署の登録を受けた課税事業者が適格請求書発行事業者として発行する登録番号が記載された適格請求書の交付が義務付けられます。(図4参照)

併せて「適格返還請求書の交付」「修正した適格請求書の交付」「写しの保存」なども義務付けられることとなります。

逆に買い手が仕入れに係る消費税を控除するためには、適格請求書の交付を受ける必要があります。併せて保存が求められます。

図2にあてはめると、適格請求書以外の請求書に対して支払った仕入にかかる消費税が控除できず、売上消費税全額が課税対象となります。

■図4 仕入税額控除の要件

	~令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月~ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	左記と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(いわゆるインボイス)等の保存

ここが変わる

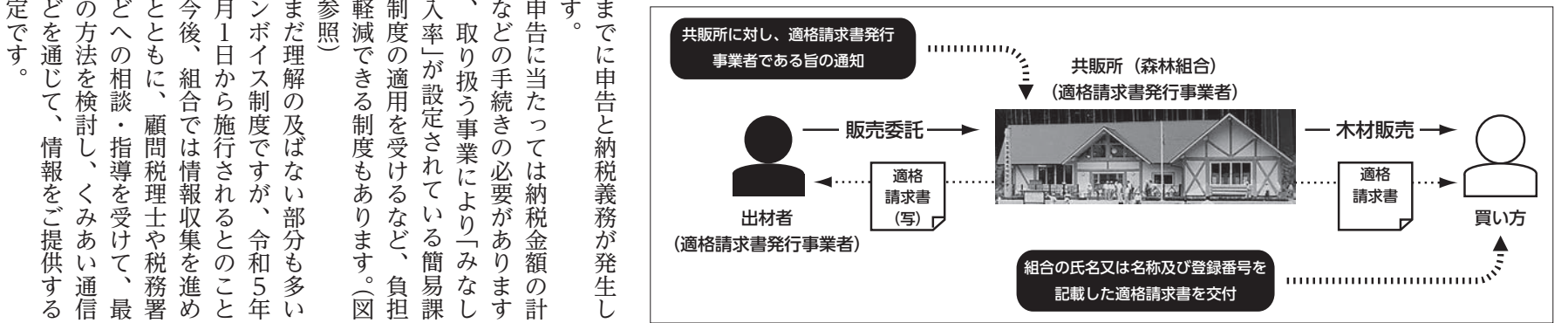
組合の場合、個人の組合員の方々からの原木の買取や森林整備を行う際の免税事業者である作業班への作業委託費を支払う際の消費税の取り扱いがこれに当たります。

これらの課題を解決するには、**組合とお取引いただく方には適格事業者登録を行っていただくのが一つの方法です。**

また木材共販所において共販所に木材を出材していただく際は、仕入消費税は買い手が負担することから、出材者の方に適格事業者登録を行っていただいたうえで制定される予定の「媒介者交付特例」を活用することも考えられます。(図5参照)

ただし適格事業者登録を行うと、個人事業者の場合、原則として12月31日の属する課税期間に受領した消費税について、翌年の3月31

■図5 媒介者交付特例



■図6 簡易課税制度による消費税額の計算

消費税額 = 課税売上げに係る消費税額(売上税額) - 課税仕入れ等に係る消費税額(仕入税額)

課税売上げに係る消費税額 × みなし仕入率

消費税額は、課税仕入れ等に係る消費税額を課税売上げに係る消費税額から算出します。そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)	80%
第三種事業	農林漁業(第2種以外)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業	70%
第四種事業	第一~三種、第五~六種以外の事業(飲食店業など)	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業、保険業、サービス業	50%
第六種事業	不動産業	40%



風倒木被災地 復旧植樹

at 市民共創の森

こうした地域の状況を踏まえ、復旧事業の遂行にご支援ご協力をいただいた、大阪府や高槻市、地元住民や森林ボランティアなどに参加を働きかけ、植樹イベントを企画しました。準備や運営にあたっては高槻市や地元の森林ボランティアから特段の協力をいただき、高さ4mに横断幕を取り付け、階段を60段設置するなど、たくさんの方をお迎えするにあたり手作りながら盛大かつ安全なお膳立てができました。

当日は快晴の下、参加者は老若男女130人を超え、ヤマザクラをはじめ地域に自生するいわゆる里山樹種を計6種225本を植樹しました。将来、多様な植生と彩りを誇る森林に育ってほしいものです。

植樹後には、参加者がそれぞれ思いを込めたメッセージを木のプレートに書いて飾りました。「緑豊かな大阪・高槻を子ども達に残せますように!!」大きくなるまで元気でそだってほしい」など多様なメッセージは、多種多様な植物が再生・成長することを表すかのようです。

その中で当日出席いただいた濱田・高槻市長のメッセージは「積土成山」。少しの土でも積み上げていけばやがては山になることから、努力を積み重ねていけば、や



高槻市 濱田市長の開会挨拶

がて大成することを意味します。長い期間をかけて成長していく森林の姿と、私たち自身も地道に森林を守り育てていく覚悟を表す言葉の提示をいただいたと受け止めました。



将来の森林への思いを馳せて植樹

さて、この植樹イベントの1年前より「市民共創の森構想」を検討し、高槻市林業推進協議会とともに高槻市に対して、構想実現に向けた協力を要望しています。

この構想は、先述のような所有者や地元住民のご意向とともに、市内で盛んな森林ボランティア団体にも参画いただき、「市内山間部における観光資源」「流域水源林としての機能向上」「風倒被害林の復旧記念碑的な森林の創成」など魅力と存在意義の充実した森づく

りを目指すものです。この方針のもと、市民参加の植樹活動やボランティアによる森林整備、散策のための歩道整備、斜面脆弱地での防災林整備といった具体的な取り組みを高槻市や関係機関・団体とともに課題共有や打開案の策定を進めていく考えです。

植樹活動は、森林の環境機能を回復させるとともに、賛同者や参画者の仲間を増やし、まさに「積土成山」の「土」です。いつしか大きな山になるように継続して取り組んでまいります。

新たな造林樹種と注目される

コウヨウザン

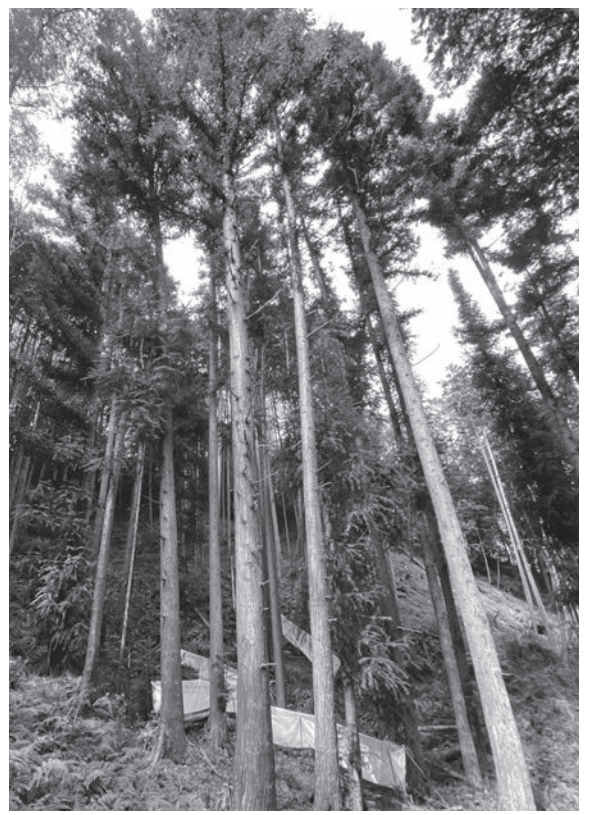
昨日、造林樹種として早生樹が注目されています。

早生樹とは、一般的にスギやヒノキと比較し、若木時の樹高方向の成長量に加え、短伐期での収穫が可能である樹種を指し、「セندان」「ユリノキ」「チャンチンモドキ」「コウヨウザン」などの種類があります。

今回は「コウヨウザン」を取り上げ、その特徴などを紹介します。「コウヨウザン」は中国南部原産のヒノキ科の樹木で、スギに似た幅の広い葉を持つため「コウヨウザン(広葉杉)」と呼ばれるようになったとの説もあります。

江戸時代の後期に日本にも持ち込まれましたが、あまり注目されませんでした。その特徴は成長が早いことで、適地では材積成長が平均的なスギの2倍という研究結果があります。また下刈は3年程度、自然落枝するので枝打ちの必要がないなど保育の省力化に加え、30年という短伐期での収穫と萌芽更新が可能とされています。

しかも通直・形質良好、強度がヒノキと同程度と高く、そして何よりも萌芽更新が可能であること



コウヨウザン

が大きな特徴です。その他にも、芯材含水量が低いため乾燥が容易であること、病虫害にも抵抗性があることが挙げられます。

国内では、コウヨウザンの最大の壮齢林が存在する広島県で、様々な取り組みが行われており、苗木生産を進めるとともに、コウヨウザン造林地の生育状況などの検証作業が進められています。

一方、課題としては、ノウサギによる被害と活着率が挙げられます。

小苗を植栽した場合にノウサギの被害に遭うと萌芽できずに枯れてしまうケースがみられるようです。これには大苗の植栽もしくは獣害被害防止用の単木ネットを設置することで、被害発生の抑制効果が得られたとの報告もあり、今後の更なる検証に期待がかかります。シカによる被害は報告されるものの件数は少ない状況であり、これも単木ネットを設置することで一定の効果が期待できるものと考えられます。

また湿潤状態が続く水はけの悪い場所では根腐れを起こすことがあり、そのような場所での植栽は排水に留意が必要であることなど、

戦後の拡大造林で植栽されたスギ・ヒノキが伐期を迎えつつある中で、短伐期で収穫ができるコウヨウザンも造林樹種の候補として、需要に比べられる取り組みを進めたいと思います。



単木ネットを設置したコウヨウザンの幼木

長年、国内での造林樹種として扱われてきたスギやヒノキからすると、コウヨウザンはこれから数々の蓄積が求められます。組合でもコウヨウザンの造林適地があれば、所有者様の了解を得て、実験的な植栽を行いたいと考えています。

戦後の拡大造林で植栽されたスギ・ヒノキが伐期を迎えつつある中で、短伐期で収穫ができるコウヨウザンも造林樹種の候補として、需要に比べられる取り組みを進めたいと思います。

森林・林業をめぐる計画と 制度の見直しについて

森林・林業基本計画について

森林・林業基本計画は、法律に基づき、国内の森林・林業施策の基本的な方針などを定めるもので、森林・林業界のかかる状況の変化などを踏まえて、概ね5年ごとに変更することとされています。

令和3年6月15日に新たな森林・林業基本計画が閣議決定されましたので、その内容についてご紹介します。

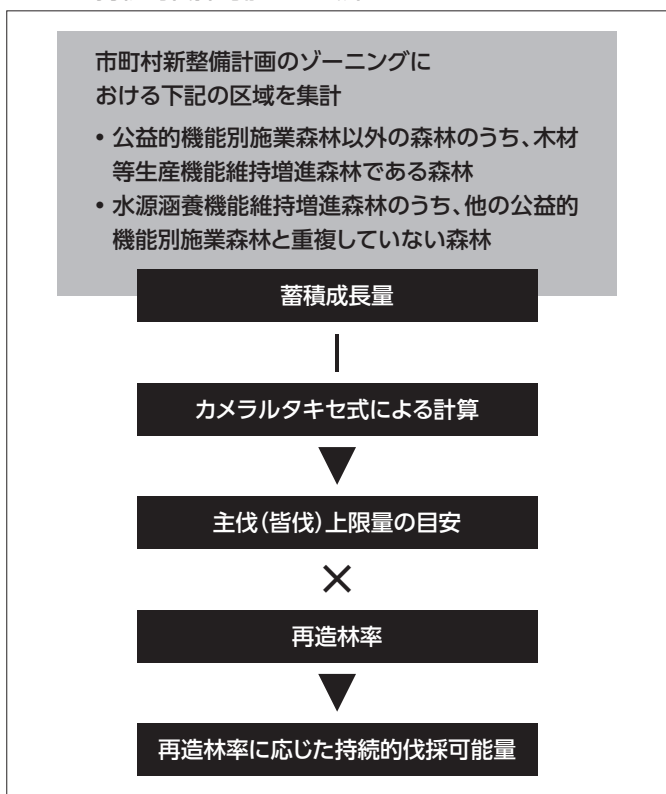
前計画では林業・木材産業の「成長産業化」の推進がうたわれ、森林経営管理制度や森林環境税と同業与税の創設などが盛り込まれていました。これらは具体的な進捗として取り上げられる一方で、皆伐地の再造林未実施森林の増加などが課題として挙げられていました。

新たな計画では、森林の適正管理と、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目指す「グリーン成長」を掲げています。次に施策の方向と5つのポイントを紹介いたします。

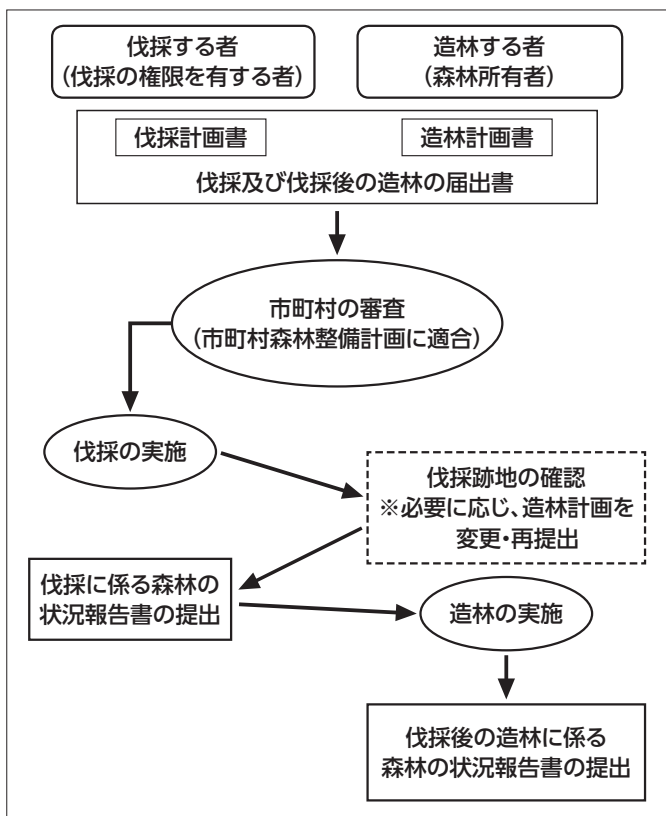
森林資源の適正な管理・利用

- ・ 林業適地での適正な伐採と再造林の確保
- ・ 林業適地以外での針広混交林等の森林づくり

■図1 持続的伐採可能量の試算

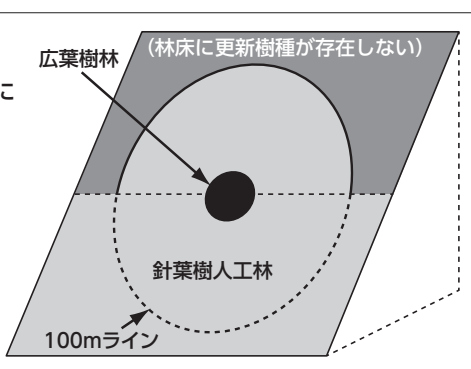


■図2 改正後の届出手続きの流れ (共同で提出する場合)



■図3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

- 1 現況が針葉樹人工林である
- 2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない (堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)期待できない)
- 3 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない
- 4 林床に更新樹種が存在しない
 - ・ 過密状態にある森林
 - ・ シカなどにより食害が激しい森林
 - ・ ササが一面に被覆している森林 など



「新しい林業」に向けた取組の展開

- ・ 森林整備、治山対策による国土強靱化
- ・ 間伐、再造林による森林吸収量の確保強化

木材産業の国際+地場競争力の強化

- ・ JAS乾燥材等の低コスト供給 (大規模)
- ・ 高単価な板材など多品目生産 (中小地場)

森林計画制度の運用見直しについて

閣議決定された森林・林業基本計画では人工林資源の循環利用を進めながら、多様な森林への誘導を図ることとしています。林業

新たな山村価値の創造

- ・ 地域資源の活用 (農林複合、キノコなど)
- ・ 集落の維持活性化 (里山管理等の協働活動)
- ・ 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大

都市等における「第2の森林」づくり

- ・ 生活分野での木材利用 (広葉樹家具など)
- ・ 都市、非住宅分野等への木材利用
- ・ 耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- ・ 木材製品の輸出促進、バイオマスの熱電利用

適地においても主伐後の再造林が図られない森林が増加しています。また天然更新において、その方法の検討が不十分であることに起因する未完了のケースもあります。

新たな森林・林業基本計画が掲げる取り組みの実現に向け、森林計画制度などの運用見直しを次の通り図るものです。

(1) 適正な伐採の確保

- ① 持続的伐採可能量の試算と地域森林計画への掲載
- ② 伐採権者と造林権者の役割などの明確化

現行の伐採届(伐採及び造林の計画書)の様式を見直し、伐採権者と造林権者の役割の明確化を図る(図2)

③ 集材路の作設など搬出方法に対する指導体制の確立

主伐時における伐採・搬出指針の

(2) 適切な更新の確保

- ① 特に効率的な施業が可能な森林の設定
- ② 一定以上の面積での天然更新計画地の現場確認等

市町村森林整備計画において設定される木材生産機能維持増進森林の中に「特に効率的な施業が可能な森林を設定する」

市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の区域指定に加え、その基準も新たに示し、必要に応じて植栽等の指導を行う(図3)

(3) 森林窃盗、無断伐採事業の未然防止

森林計画制度の運用見直しに併せて、衛星画像を活用した伐採箇所把握など、森林窃盗、無断伐採

事案発生の未然防止に向けた対策と、警察関係機関との連携の強化を図る

これらの運用を見直すため、森林法施行規則をはじめとする各種規則などの改正を行い、令和4年4月1日より適用が始まりました。

当組合でも「成長」と「持続性」の両立を目指す新たな制度の趣旨への認識を深め、大阪府や市町村の計画との調整を図りながら、森林経営計画の立案・更新などに取り組みます。

大阪府内産 木材の活用

「いちようテラス淀屋橋」



整備された「いちようテラス淀屋橋」

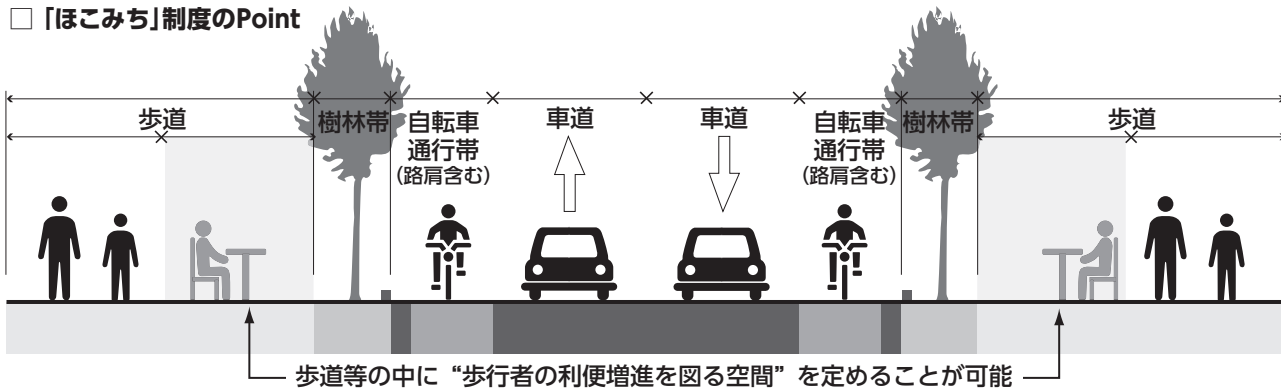
都市部での木材利用が進む中で、その草分け的な取り扱いをいただいているのが、農林中央金庫大阪支店様の地元の木材を活用したCSR事業です。

昨年は、「こども本の森中之島」へ木製のイーゼルや返却台を組合で製作し、納めさせていただけなど、ここ数年は屋内で使用する家具などを中心に活用してきました。

今年には特殊な加工を施した木材のオープンスペースでの活用を検討されているとのことで、組合ではスギ製材品の納材を担当させていただきます。

そのスギ製材品が使用されたのは、農林中央金庫大阪支店様が入

□「ほこみち」制度のPoint



居される淀屋橋 Odonabashi というビルの前に設置された「いちようテラス淀屋橋」です。

これは、道路空間をまちの活性化に活用したいという要望を受け、道路法などが改正され制度化された歩行者利便増進道路「ほこみち」を利用したもので、御堂筋が全国初の指定されたことを受けて設置されたパークレット(車道の一部を転用して人のための空間

皆様も淀屋橋方面にお越しの際は、「いちようテラス淀屋橋」にお立ち寄りください。



いちようテラス淀屋橋で行われた贈呈式

を生み出す取り組み)の名称です。組合が屋外で木材を使用する場、木材に防腐剤加圧注入加工材を用いることが多いですが、「いちようテラス淀屋橋」では、不特定多数の歩行者が施設を利用することを想定し、木材の表面硬度、防蟻・防蟻、退色防止、防炎などの効果を高めるため液体ガラス加工を施しています。

このような木材を使用し、「いちようテラス淀屋橋」では木製デッキやベンチ、パーゴラなどが整備されました。

農林中央金庫大阪支店様では「いちようテラス淀屋橋」を憩いの場として利用してもらおうとともに、普段木材に触れる機会の少ない都市部住民の方に、森林の役割・大切さ・温かさ等の理解醸成を促し、国産材への関心や利用意欲を高めていただくことで、大阪府・日本の林業振興につなげたいと考えております。

本年4月17日には、整備された「いちようテラス淀屋橋」で贈呈式が執り行われ、組合から木材の製材及び納材を担当した南河内支店より、堀切支店長が出席しました。

「いちようテラス淀屋橋」を憩いの場として利用してもらおうとともに、普段木材に触れる機会の少ない都市部住民の方に、森林の役割・大切さ・温かさ等の理解醸成を促し、国産材への関心や利用意欲を高めていただくことで、大阪府・日本の林業振興につなげたいと考えております。

7月30日(土)・31日(日) 子ども夏まつり開催



木端を使って
自由な木工作品が
作れます



■ 子どもお一人・1,000円

- 第1部: 9:30 ~ 12:00(10組限定)
- 第2部: 13:30 ~ 16:00(10組限定)

7月7日(木) 申込開始(先着順)

■ 初秋までのイベントスケジュール

施設名	イベント名	内容	開催日	申込
ラ・フォレスタ	上田 英二「うつわ展」	和歌山桃山町で作陶を続ける上田英二さんの作品展	6月3日~6月26日	観覧無料
木根館	季節のワンコイン「のぼり木ロケット」	おおさか河内材とタコ糸で作るのぼり木のおもちゃ	7月1日より	先着100セット 参加費500円
ラ・フォレスタ	木のからくり人形「旗振りセーラー」	素朴な風合いを生かしたオリジナルデザインのからくり人形の製作	7月24日 13:00~16:00	先着10名 参加費2800円 電話申込
木根館	かんなの木くずで作るキーホルダー	かんなくずをオリジナルのカタチに仕上げ、キーホルダーに入れて楽しみましょう!	8月6日 10:00~	先着50セット 参加費500円
ラ・フォレスタ	枝脚スツールづくり	枝の曲がりを生かしたユニークなスツールづくり	9月17日 11:00~15:00	先着5名 参加費8000円 電話申込

Facebook/ホームページをご覧ください

木根館 ラ・フォレスタ イベント情報

- ラ・フォレスタ ☎0721-72-0090
ホームページ▶
<http://www.sinrin.org/foresta/>
- 木根館 ☎0721-64-8151
ホームページ▶
<http://www.sinrin.org/kinkonkan>

森林組合が令和4年から5年間の 指定管理者として選定されました

森林組合が管理・運営する「木根館」を含む河内長野市立林業総合センターは、河内長野市の指定管理施設となっています。

本来であれば令和2年度中に指定管理者の公募・選定がされる予定でしたが、コロナウイルス感染拡大の影響で、従前の指定管理者である組合が、そのまま1年間管理・運営を継続してまいりました。

令和3年7月に指定管理者の公募が開始され、組合もエントリー企画提案型の申請書を作成しプレゼンテーションなどを経て、同年10月に指定管理候補予定者に選定され、12月議会で正式に指定管理者として選定されました。

改めて令和4年4月1日より5年間、指定管理者として施設を管理・運営することとなりましたのでご報告いたします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2015年9月25～27日に国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳に参加のもと「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている、いわゆる「SDGs（持続可能な開発目標）」です。

昨今、企業や団体などがSDGsへの取り組み方針を定め、持続可能な開発目標の実現・達成に向けた具体的な行動計画を「SDGs宣言」として発信しています。

大阪府森林組合でも、組合が取り組む事業を通じて5つの項目について取り上げ、「SDGs宣言」を行いました。

今後、事業の検証を行いながら目標達成に向けて努力してまいります。

<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備を通じた自然資源の保全 <6・11・13・14・15> ・森林認証の取得及び認証材の普及・啓発 <12・14・15> ・バイオマス発電による脱炭素社会の実現 <7・11・13・15> 	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・森林レクリエーション <3・11・15> ・森林教育 <4・9・12・15> 	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>
	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>

組合の新しいメンバー紹介

今回は令和4年4月に組合に採用となった吉村穂(みのり)君を紹介いたします。

吉村君は1998年(平成10年)生まれの23歳。寄宿舎付きの小中学校に通い、大学も卒業まで一人暮らしを貫くなど、早くから自立心を養ってきました。

通っていた小中学校は森林の中に設立されており、自然に囲まれて過ごした経験が、大学で森林コースを専攻することにつながり、縁あって当組合に採用となりました。

趣味は読書。最近では「入間人間(いるまひとま)」さんの小説を好んで読んでいるとのこと。

吉村君は採用後、まずは三島支店に配属され、大学時代に培った森林に関する知識を基礎として、人・組織が森林整備にどのように関わるのかも学んでもらいたいと考えています。

将来的に吉村君には各支店の勤務も経験してもらうことで、組合全体の理解を深め、将来の大阪府森林組合の運営を担ってもらえる人材として育成したいと思います。



吉村穂君

大阪府からのお知らせ

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆さんのご理解をお願いいたします。

就職差別 110番

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

電話番号 06-6210-9518
(月間中(閉庁日を除く)10時～18時)

E-mail rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp
(Eメールでの相談受付は月間中随時)

問合せ先 大阪府商工労働部雇用推進室

大阪府森林組合 合併20周年記念 組合利用のススメ

前回のくみあい通信でご案内しました合併20周年を記念したお得な組合利用について、令和4年3月末現在で6,000千円超の利用をいただき、658千円を還元させていただきました。

ご利用いただきました組合員様には、厚くお礼申し上げます。

ただ設定しました予算には、まだまだ余裕があります。

この機会にぜひとも組合をお得にご利用いただきたく、引き続きお願いいたします。



Ono Ono 丸大食品

心に残る贈り物

丸大のギフトは、どなたにも喜ばれます

大阪府森林組合の皆様には特別価格でご案内申し上げます。同封のチラシをご覧ください。

丸大食品株式会社 中日本特販営業課
〒557-0063 大阪市西成区南津守2-1-10
TEL 06(6657)0071 FAX 06(6657)1090